

第1回及び第2回WG(関係者からのヒアリング)における主なご意見等

主なご意見等	ガイドラインにおける対応案
1 空港グランドハンドリング事業は、業種も多く業態も多様であることから、各業種・業態に沿った適切な事例紹介等がガイドラインに盛り込まれると良い	「4. グラハン業務において問題となりうる主な行為類型別の整理と取適法との関係」において事例を整理し、それぞれに留意点、求められる取引慣行、ベストプラクティス等を紹介。
2 空港グランドハンドリング事業は、多重委託構造であることもポイントの1つであり、受託側もまた委託側になり得るという状況のなかで、その点も勘案したわかりやすいガイドラインが策定できれば理想	「3. ガイドラインの対象となる取引」において、受委託取引毎に、本邦航空会社、外国航空会社、1次請け・2次請けグラハン事業者等の関係や、法令の適用イメージ等を代表的な例の図示等により解説。
3 多重委託構造ゆえの問題や課題がどこにあるのかという点を明らかにし、それを踏まえたガイドラインにすることが望ましい	「3. ガイドラインの対象となる取引」において、受委託取引毎に、本邦航空会社、外国航空会社、1次請け・2次請けグラハン事業者等の関係や、法令の適用イメージ等を代表的な例の図示等により解説
4 取適法で問題となり得る行為の例示等については、空港グランドハンドリング業界特有の要因があると思われるので、業界の実情に即したガイドラインの策定が重要	「4. グラハン業務において問題となりうる主な行為類型別の整理と取適法との関係」において事例を整理し、それぞれに留意点、求められる取引慣行、ベストプラクティス等を紹介。
5 就航直前の減便など想定し得ない事態が発生した場合について、関係者間におけるリスク負担が現状どのようになっているのか整理し、特定の事業者に過度に負担が偏らないようにということも含めて、どのような対応をするべきか検討が必要。	「11. 航空会社とグラハン事業者との取引」において、特に地方空港において就航準備にかかる人材や資機材の確保等のコスト負担について触れつつ、万が一撤退や減便等が生じた場合、路線誘致等を主体的に実施している自治体等とも連携し、特定の者のみに負担が偏ることがないように、リスク分担のあり方について言及。

第1回及び第2回WG(関係者からのヒアリング)における主なご意見等

	主なご意見等	ガイドラインにおける対応案
6	想定され得るリスクについては、契約内容に落とし込むことでカバーされるが、特に想定外の突発的な事象リスクに対して、そのコスト等を誰が負担するのかという点が大きな論点。それが相対的に交渉力の弱い事業者の負担になるのであれば適切ではない。	「4. グラハン業務において問題となりうる主な行為類型別の整理と取適法との関係」において、求められる取引慣行として、左記事象が生じた場合でも最終的に当事者間で協議の場が持てるような契約書等の締結について言及予定。
7	2次請け、3次請け事業者の労働実態を正確に把握したうえで、これらの事業者の賃金上昇につながるようなガイドラインの策定が必要	「4. グラハン業務において問題となりうる主な行為類型別の整理と取適法との関係」における求められる取引慣行として、労務費やエネルギーコスト等の価格変動も反映した適切な価格による契約の重要性と、9. 適正な取引を推進する上で必要な関係事項において、関係法令や労使協定及びコンプライアンス等の遵守の重要性に言及予定
8	空港グランドハンドリング事業のそれぞれの取引において、そもそも優越的な地位の関係性が生じうるのか、また、仮に強い立場と相対的に弱い立場の関係がある場合に弱い立場の事業者に必要な以上の負担が生じていないか、確認が必要。	関係者からのヒアリングにおいて、労働集約型の業務である以上、リソースの逼迫は不安全事故を引き起こすリスクとなるため、中小受託事業者に対して配慮がされており、強者と弱者という立場ではなく対等な立場の観点から、相互の利益をいかに大きくするかという点を意識した交渉を実施している旨の発言があった。 「11. 航空会社とグラハン事業者との取引」において、相互信頼関係の一層の強化等について言及するとともに、グラハン事業者間の取引において優越的な立場の関係が起こりうる場合等、「4. グラハン業務において問題となりうる主な行為類型別の整理と取適法との関係」において禁止行為の事例を記載し、注意喚起。
9	原価割れの価格や非常に低い価格で受注し、業界内で過当競争が生じていた時期があり、今後も起こりうるという可能性がある。そうした過当競争は、適正な取引とは言えない。	「11. 航空会社とグラハン事業者との取引」において、グラハン事業者間の従業員に過度な負担を強いて価格を抑制することによって競争力を上げることは健全ではなく、そのような過当競争は望ましくない旨に言及。